中能登町最低制限価格の設定に関する要領の一部を改正する告示

中能登町最低制限価格の設定に関する要領（平成21年中能登町告示第28号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１０分の５．５」を「１０分の６．８」に改める。

附　則

この告示は、令和４年４月１日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。